

# 自動車NOx-PM法の 車種規制について



環境省・国土交通省

## 目次

1. 車種規制について	1
1 対象となる地域	2
2 規制対象となる車はどれですか？	4
3 排出基準を満たしていない車はどうなりますか？	5
4 排出基準を満たしていない使用過程車はいつまで使えますか？	6
5 車検証のどこを見ればいいのでしょうか？	7
Q&A	8
2. 条例による自治体独自の規制について	9
3. 自動車NOx・PM法に関する優遇税制・融資・補助	10
1. 税制措置	10
2. 財政投融资	11
3. 補助金制度	12
4. お問い合わせ先	13

### 自動車NOx・PM法の制定の背景

大都市地域における窒素酸化物（NOx）や浮遊粒子状物質（SPM）による大気汚染は依然として厳しい状況が続いています。これらの物質については、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響が懸念されていることから、自動車NOx・PM法（平成13年6月改正）による規制を行なっています。

この法律には、一定の自動車に関して、より窒素酸化物や粒子状物質の排出の少ない車を使っただけで、「車種規制」という規制が盛り込まれています。この規制によって、大都市地域で所有し、使用できる車が制限されています。

車種規制の実施には、皆様のご協力が必要です。大都市の大気汚染の改善のため、よろしくご理解とご協力をお願いします。

#### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

高濃度で呼吸器に悪い影響を与えるほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

#### 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に長時間留まり、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に悪い影響を与えるほか、発がん性のおそれが指摘されています。

# 1. 車種規制について

自動車NO<sub>x</sub>・PM法の車種規制とは、対策地域内で、トラック・バス等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG車）及びディーゼル乗用車に関して特別の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準（以下「排出基準」といいます。）に適合する窒素酸化物及び粒子状物質の排出量がより少ない車を使っていただくための規制です。この規制は対策地域内に使用の本拠の位置を有する新車と現在使用している車について適用されます。

規制の適用の有無について、次に従い、車検証と照らし合わせてみてください（p.7「車検証のどこを見ればいいのか?」を参照）。

## 車種規制のフローチャート

### 1. 自動車の登録されている地域はどこですか。

（自動車の使用の本拠の位置がp.2に記載されている対策地域内かどうか。）

対策地域外である。

対策地域内である。

### 2. 自動車の車種は何ですか。

（自動車のナンバープレートの分類番号がp.4に記載されている車種に該当するかどうか。）

該当しない。

該当する。

### 3. 自動車は排出基準に適合していますか。

（自動車の型式の識別記号がp.5に記載されている表に照らして排出基準に適合しているかどうか。）

適合する。

適合しない。

**あなたの自動車は車種規制の対象となります。  
使用可能最終日については、p.6に記載されている表で分かります。**

**あなたの自動車は車種規制の対象とはなりません。  
引き続き登録できます。**

この法律に基づく車種規制のほか、条例により地域独自の規制を行っている自治体があります。（p.9に概要を記載してあります。）

## 1 対象となる地域

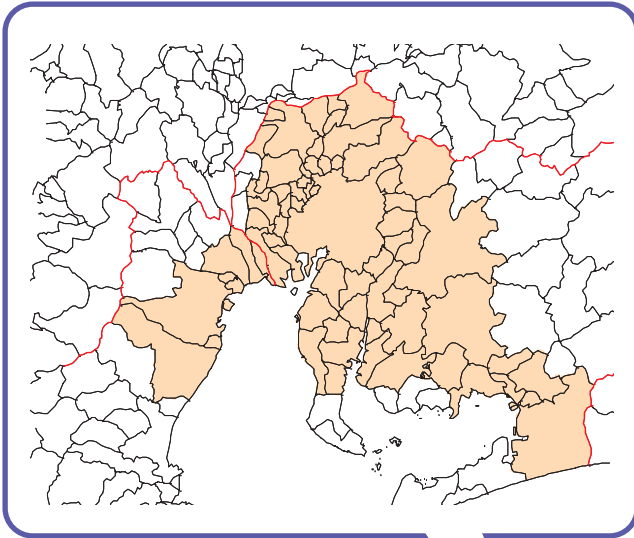
自動車NOx・PM法の車種規制は、以下の要件を同時に満たす大気汚染の厳しい対策地域（窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域）に適用されます。

- ①自動車交通が集中していること
- ②大気汚染防止法等による従来の措置（工場・事業場に対する排出規制及び自動車の製造段階における排出ガス規制等）だけでは、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保が困難であること

対策地域〈首都圏〉	
埼玉県 (60市町村)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、伊奈町、吹上町、大井町、三芳町、川島町、吉見町、上里町、大里町、岡部町、川本町、花園町、騎西町、南河原村、川里町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松代町、庄和町
千葉県 (16市)	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市
東京都 (51市区町)	特別区（23区）、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町
神奈川県 (26市町)	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、愛川町、城山町
対策地域〈愛知・三重圏〉	
愛知県 (57市町村)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町及び旧稲武町を除く）、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市（旧祖父江町を除く）、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市（旧立田村及び旧八開村を除く）、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、阿久比町、東浦町、武豊町、幸田町、三好町、音羽町、小坂井町、御津町
三重県 (6市町)	四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町
対策地域〈大阪・兵庫圏〉	
大阪府 (37市町)	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町
兵庫県 (13市町)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

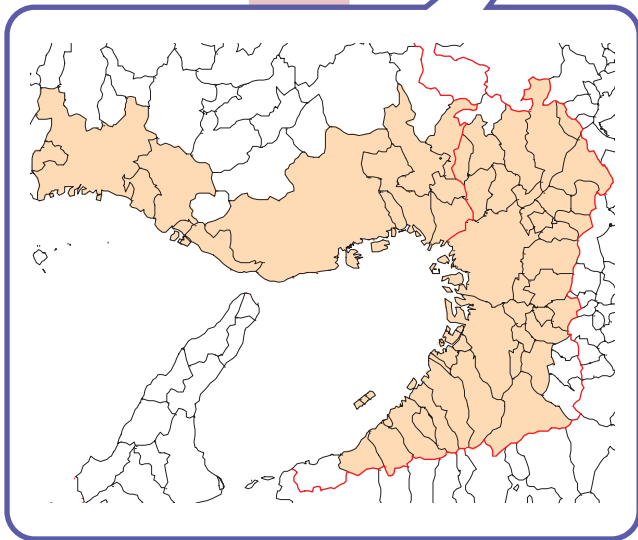
※平成17年4月現在の行政区画により表示された区域です。市町村合併があった場合でも区域に変更はありません。

対策地域

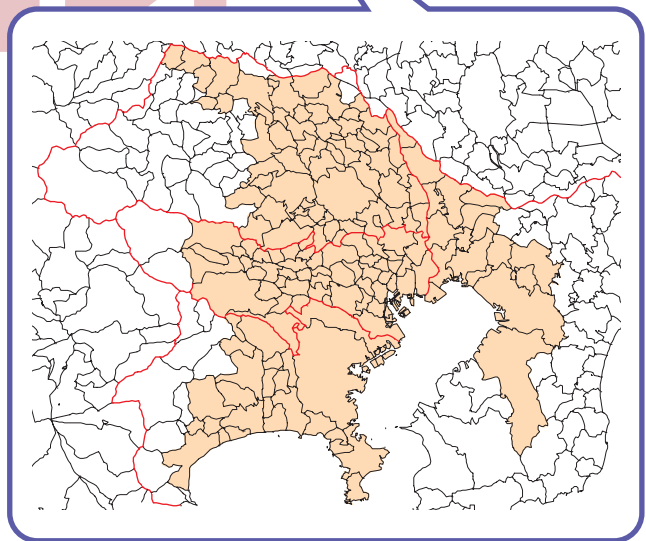


愛知・三重圏

大阪・兵庫圏



首都圏

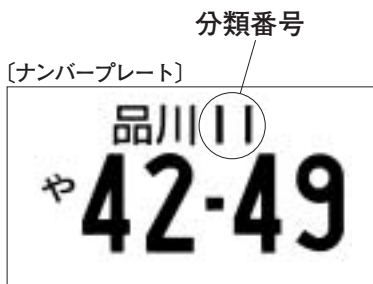


この地図は、国土地理院発行の数値地図2500を複製し、測量法第29条に基づく複製承認(平成13総複、第136号)を複製したものである。

## 2 規制対象となる車はどれですか？

次の表に示されていますように、トラック、バス、ディーゼル乗用車及びそれらをベースに改造した特種自動車のうち、対策地域に使用の本拠の位置を有するものが規制対象車になります（「使用の本拠の位置」については、車検証をご参照ください）。

なお、軽自動車、特殊自動車及びガソリン又はLPGを燃料とする乗用車については、車種規制の対象外となります。



レクリエーションビークル（RV）には規制は適用されるのですか？

RVには、乗用車タイプ（3,5,7,8ナンバー）と貨物車タイプ（1,4,8ナンバー）のものがありますが、乗用車タイプのもの（ディーゼル車に限る）及び貨物車タイプのものについては、いわゆる通常のディーゼル乗用車、トラックと同様に規制の対象となります。

車種	ナンバープレートの分類番号
普通トラック	1、10～19、100～199
小型トラック	4、40～49、400～499 6、60～69、600～699
大型バス（定員30人以上）	2、20～29、200～299
マイクロバス（定員11人以上30人未満）	2、20～29、200～299 （一部、5、50～59、500～599 7、70～79、700～799）
特種自動車（トラック、バス、ディーゼル乗用車をベースとしたものに限る）	8、80～89、800～899
ディーゼル乗用車（定員11人未満）	3、30～39、300～399 5、50～59、500～599 7、70～79、700～799

### 窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準の考え方

自動車排出ガスによる大気汚染の状況の厳しい地域では、より排出ガスの少ない自動車を使用するようになります。

このため、自動車NOx・PM法の車種規制によって適用される排出基準は、窒素酸化物のみならず粒子状物質の最大限の排出抑制を図る観点から、以下のように設定しています。

自動車NOx・PM法における排出基準は、現在すでに使用されている自動車にも適用されます。すでに使用されている自動車で、排出基準を満たさないものについては、一定の期間が過ぎると対策地域内では使用できなくなります。

#### 排出基準

ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
バス・トラック等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG車）		
車量 総重量 区分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
	1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km
	2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh
	3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

### 3 排出基準を満たしていない車はどうなりますか？

平成14年10月1日以降は、排出基準に適合していない車を対策地域内で新規登録することはできません。また、平成14年10月1日以降に対策地域外で新規登録された排出基準に適合していない車を対策地域内に移転登録することもできません。

すでに使用している車（使用過程車）については、その車種及び初度登録日（新車として登録された日）に応じて定められる猶予期間を超えると車検に通らなくなります。

具体的には排出基準を満たしている車は次のとおりです。

**(注)トラック・バス等についてはガソリン車・LPG車でも、排出基準に適合しない場合がありますのでご注意ください。**

車両総重量	ディーゼル車		ガソリン・LPG車		
	排出ガス規制区分（型式の識別記号）	適否	排出ガス規制区分（型式の識別記号）	適否	
トラック・バス	1.7t 以下	平成17年規制適合車（ADEー など） 平成14年規制適合車（KPー、HWー） 平成9年規制適合車（KEー、HAー） 平成5年規制適合車（KAー） 昭和63年規制以前の適合車（Sー、Pー、Nー、Kー、記号なし）	○ × × × ×	平成17年規制適合車（ABEー など） 平成12年規制適合車（GJー、HPー） 平成10年アイドリング規制適合車（GGー、HLー） 昭和63年規制適合車（Rー） 昭和56年規制以前の適合車（Lー、Jー、Hー、記号なし）	○ ○ ○ ○ ×
	1.7t 超 2.5t 以下	平成17年規制適合車（ADFー など） 平成15年規制適合車（KQー、HXー） 平成10年規制適合車（KJー、HEー） 平成9年規制適合車（KFー、HBー） 平成5年規制適合車（KBー） 昭和63年規制以前の適合車（Sー、Pー、Nー、Kー、記号なし）	○ × × × × ×	平成17年規制適合車（ABFー など） 平成13年規制適合車（GKー、HQー） 平成10年規制適合車（GCー、HGー） 平成6年規制適合車（GAー） 平成元年規制適合車（Tー） 昭和56年規制以前の適合車（Lー、Jー、Hー、記号なし）	○ ○ ○ ○ × ×
	2.5t 超 3.5t 以下	平成17年規制適合車（ADFー など） 平成15年規制適合車（KRー、HYー） 平成9年規制適合車（KGー、HCー） 平成6年規制適合車（KCー） 平成元年規制適合車（Uー） 昭和63年規制以前の適合車（Sー、Pー、Nー、Kー、記号なし）	○ × × × × ×	平成17年規制適合車（ABFー など） 平成13年規制適合車（GKー、HQー） 平成10年規制適合車（GEー、HJー） 平成7年規制適合車（GBー） 平成4年規制適合車（Zー） 平成元年規制以前の適合車（Tー、Mー、Jー、記号なし）	○ ○ ○ ○ × ×
	3.5t 超	平成17年規制適合車（ADGー など） 平成16年規制適合車（KSー、HZー） 平成15年規制適合車（KRー、HYー） 平成11年規制適合車（KLー、HMー） 平成10年規制適合車（KKー、HFー） 平成6年規制適合車（KCー） 平成2年規制適合車（Wー） 平成元年規制以前の適合車（Uー、Pー、Nー、Kー、記号なし）	○ ○ ○ ○ ○ × × ×	平成17年規制適合車（ABGー など） 平成13年規制適合車（GLー、HRー など） 平成10年規制適合車（GEー、HJー） 平成7年規制適合車（GBー） 平成4年規制適合車（Zー） 平成元年規制以前の適合車（Tー、Mー、Jー）	○ ○ ○ ○ × ×
乗用車	平成17年規制適合車（ADBー、ADCー など） 平成14年規制適合車（KMー、KNー、HTー、HUー） 平成10年規制適合車（KHー、HDー） 平成9年規制適合車（KEー、HAー） 平成6年規制適合車（KDー） 平成4年規制適合車（Yー） 平成2年規制以前の適合車（Xー、Qー、Pー、Nー、Kー、記号なし）	○ × × × × × ×	(注1) 「○」は適、「×」は否を示します。ただし、「×」となっている自動車でも、型式によってはNOx及びPMの排出量が特に少なく基準に適合するものもあります。 (注2) 平成〇〇年規制とあるものは、製造段階における排出ガス規制のことをいいます。		

## 4 排出基準を満たしていない使用過程車はいつまで使えますか？

基準を満たしていない使用過程車については、初度登録日（新車として登録された日）から起算して車種ごとに次のような猶予期間が設けられています。

例えば、排出基準非適合の普通トラックについては、平成元年6月1日に初度登録されたものの使用可能最終日は、平成15年9月30日**以降の車検証の有効期間が切れる日**、平成9年6月1日に初度登録されたものの使用可能最終日は、平成18年5月31日**以降の車検証の有効期間が切れる日**となります。

使用過程車については、ユーザーに周知するため平成14年8月1日以降車検の際に車検証の備考欄に排出基準への適否、使用可能最終日などを打ち出しています。

自動車の種別	初度登録年月日	使用可能最終日
普通トラック	平成元年9月30日以前 平成元年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成8年9月30日 平成8年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
小型トラック	平成2年9月30日以前 平成2年10月1日～平成6年9月30日 平成6年10月1日～平成9年9月30日 平成9年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して8年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
大型バス (定員30人以上)	昭和61年9月30日以前 昭和61年10月1日～平成2年9月30日 平成2年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して12年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
マイクロバス (定員11人以上30人未満) 特種自動車 (車検期間が1年のもの)	昭和63年9月30日以前 昭和63年10月1日～平成4年9月30日 平成4年10月1日～平成7年9月30日 平成7年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
特種自動車 (車検期間が2年のもの)	昭和63年9月30日以前 昭和63年10月1日～平成4年9月30日 平成4年10月1日～平成7年9月30日 平成7年10月1日～平成14年9月30日	★平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
ディーゼル乗用車 (車検期間が1年のもの)	平成元年9月30日以前 平成元年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成8年9月30日 平成8年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
ディーゼル乗用車 (車検期間が2年のもの)	平成7年9月30日以前 平成7年10月1日～平成14年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日

(★) 平成14年9月30日現在において、検査証の有効期間の残余期間が1年を超える自動車にあっては、「平成15年9月30日」を「平成16年9月30日」と読み替える。  
(注) 「以降」には、基準時点も含まれます。例えば「平成15年9月30日以降」は、「平成15年9月30日か、それより後」となります。



## 5 車検証のどこを見ればいいのでしょうか？

あなたの車検証を見て、  
調べてみましょう。

平成14年8月1日以降の車検の際に車検証の備考欄に排出基準への適否、使用可能最終日などが打ち出されています。

**使用の本拠の位置**

**型式の識別記号**

**ナンバープレートの  
分類番号**

**車 種**

**初度登録年月**

**燃料の種類**

軽油：ディーゼル車  
ガソリン：ガソリン車  
LPG：LPG車

**車両総重量**

【平成14年8月1日以降、この欄に排出基準への適否、使用可能最終日などが打ち出されています。】  
自動車NOx・PM法の他に条例による規制も適用される場合がありますが、車検証には打ち出されませんので、ご注意ください。

## Q &amp; A

**Q1** 大切な財産である自動車を使えなくしてしまうことは、財産権の侵害に当たるのではないのでしょうか？

**A1** 財産権は絶対不可侵のものではなく、公共の福祉の見地から合理的な範囲内で制限を加えることは許されています。自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく車種規制は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である環境基準を確保するために、従来からの対策だけでは環境基準を確保することができない地域に限って行われるもので、しかも、平均使用年数を参考に適用猶予期間を設定し、負担が過度に大きくならないように配慮して実施されている規制です。

**Q2** 対策地域外のトラックが、車種規制が開始されてからも対策地域内を走行するのは不公平ではないのでしょうか？

**A2** 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域については、自動車交通が集中しており、従来の自動車排出ガス規制のみでは、二酸化窒素等の環境基準の確保が困難な地域について、地域としての一体性等も勘案し、関係する都府県の意見も聞いて指定しているものです。

使用の本拠が対策地域外にあるものまで車種規制を及ぼすことは過剰規制になるおそれがあり適当でないと考えられます。

加えて、対策地域外の地域から流入してくる車を規制するためには、数多くの道路を常に監視しなければならず、人手と費用の負担が大きすぎることから、規制の対象とはしておりません。

**Q3** 使用過程車に後付けの装置を取り付けてNO<sub>x</sub>・PM両方を除去し、排出基準に適合させることはできるのでしょうか？

**A3** 国土交通大臣が行なうNO<sub>x</sub>・PM低減装置性能評価制度において、優良と評価された装置を装着した使用過程車については、排出基準に適合したものと判定されます。ただし、車種等により装着できる装置の有無がありますので、注意が必要です。

**Q4** 自動車NO<sub>x</sub>・PM法による規制のほかに、条例による規制もあるようですが、どうなっているのでしょうか？

**A4** 自動車NO<sub>x</sub>・PM法のほかにも、自治体によっては、独自の規制を条例で定めている場合があります。こうした場合には、自動車NO<sub>x</sub>・PM法のほかに条例も適用されることとなりますのでご注意ください。条例の詳細については、それぞれの自治体にお問い合わせください。

**Q5** 新車に対する排出ガスの規制が強化されると、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の車種規制も強化されるのでしょうか？

**A5** 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の車種規制は、新車に対する排出ガス規制とは異なります。したがって、新車に対する排出ガスの規制が強化されることで、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の規制も同時に強化されるということはありません。

## 2. 条例による自治体独自の規制について

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県においては、地域の実情等にかんがみ、条例により、粒子状物質（PM）のみを対象としつつ、域外からの流入車をも含め排出基準に適合しない自動車の走行を禁止する独自の制度を設けています。

1都3県においては、各都県が指定するPM除去装置を装着することにより規制適合車とみなされますが、これらの装置ではNOxを低減することができないため、国の自動車NOx・PM法の車種規制に適合することはできないので、注意が必要です。

また、兵庫県においては、条例によりNOx・PMの両方を対象とし、一部の地域（神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市（北部地域を除く）、芦屋市、伊丹市）において、域外からの流入車をも含め排出基準に適合しないトラック（車両総重量8t以上）・バス（定員30人以上）の走行を禁止する独自の制度を設けています。

自動車NOx・PM法と条例との比較は以下のとおりです。条例による規制内容の詳細については各自治体（p.13参照）にお問い合わせください。

	自動車NOx・PM法	関東1都3県条例	兵庫県条例
対策地域	8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県）の一部の地域	埼玉県・千葉県・東京都（島部を除く）・神奈川県の全域	阪神東南部地域（神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市（北部地域を除く）、芦屋市、伊丹市）
排出規制物質	NOx、PM	PM	NOx、PM
対象自動車	対策地域内に使用の本拠の位置がある自動車	対象地域内を運行する自動車	対象地域内を運行する自動車
対象となる種別	トラック、バス、特種（乗用車ベースはディーゼル車のみ）、ディーゼル乗用車	ディーゼルのトラック、バス、特種自動車	車両総重量8トン以上の普通貨物自動車及び特種自動車、定員30人以上の大型バス
規制値 NOx	長期規制値並	規制なし	自動車NOx・PM法と同じ
PM	3.5トン超:長期規制値並 3.5トン以下:新短期規制の1/2	長期規制値並（ただし、東京・埼玉は平成18年4月から新短期規制値並）	
規制開始時期	平成14年10月	平成15年10月	平成16年10月
猶予期間	原則として初度登録から車種に応じ8～12年間 （初度登録時期に応じてさらに平成15年9月から平成17年9月までの準備期間）	初度登録から7年	原則として初度登録から車種に応じ10～13年間 （初度登録時期に応じて平成16年9月から平成18年9月までの猶予期間を設定）
規制担保手段	車検	自動車Gメンによる立入検査や路上検査	路上検査やカメラ検査
罰則	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	50万円以下の罰金（命令義務違反）や氏名公表	20万円以下の罰金や荷主等事業者に対する氏名公表

# 3. 自動車NOx・PM法に関する優遇税制・融資

自動車NOx・PM法による車の買い換えや低公害車の取得等に関して、次のとおり、税の軽減措置、低利融資、補助の制度が用意されています。

## 1. 税制措置

### (1) 自動車NOx・PM法に基づく排出基準適合車に係る自動車取得税の軽減措置

○自動車NOx・PM法対策地域内において、排出基準に適合しない自動車(トラック・バス等)を廃車して、新たに排出基準に適合した自動車(トラック・バス等)を取得する際に、自動車取得税を軽減

#### ① 12、13、15、16年規制適合車および17年規制適合車(ガソリン・LPG車)

・17年4月1日～19年3月31日:1.5%軽減      ・19年4月1日～21年3月31日:1.2%軽減

#### ② 17年規制適合車(ディーゼル車)

・16年4月1日～17年9月30日:2.1%軽減      ・17年10月1日～19年3月31日:1.5%軽減  
 ・19年4月1日～21年3月31日:1.2%軽減

(注) 12、13、15、16年規制適合車については、17年10月1日以降は対象外

### (2) 最新排出ガス規制(17年規制)適合車に係る自動車取得税の軽減措置

#### ① 16年4月1日～17年9月30日(規制開始前に取得した場合)

・ディーゼル乗用車:1.0%軽減  
 ・ディーゼルバス・トラック等:2.0%軽減

#### ② 17年10月1日～18年3月31日(規制開始後に取得した場合)

・ディーゼルバス・トラック等:1.0%軽減

### (3) 低公害車に係る自動車取得税の軽減措置

○低燃費かつ低排出ガス認定車に係る自動車取得税の軽減措置

低燃費かつ低排出ガス認定車の取得に際して、30万円あるいは20万円を取得価額から控除する課税標準の特例措置

○電気自動車等に係る税率の軽減措置

① 電気(燃料電池含む)、天然ガス、メタノール、ハイブリッド自動車(トラック・バス):2.7%軽減  
 ② ハイブリッド自動車(乗用車):2.2%軽減

### (4) 自動車税のグリーン化

以下の自動車を購入した場合、購入年度の翌年度1年間の自動車税を軽減。また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車及びディーゼル車については自動車税を重課。

#### 【軽減対象】

- ・電気(燃料電池含む)、天然ガス、メタノール自動車:概ね50%軽減
- ・新☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車:概ね50%軽減
- ・新☆☆☆☆かつ燃費基準達成車:概ね25%軽減
- ・新☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車:概ね25%軽減

#### 【重課対象】

- ・ガソリン車13年超、ディーゼル車11年超(低公害車及び一般乗合バスを除く):概ね10%重課

(注)

- ・新☆☆☆☆:17年基準値より、有害物質を75%以上低減させた自動車
- ・新☆☆☆☆:17年基準値より、有害物質を50%以上低減させた自動車
- ・燃費基準:省エネ法に基づく燃費基準を満たす自動車
- ・燃費基準+5%:上記燃費基準について、5%以上の燃費性能を有する自動車

※詳細は、お近くの都道府県税事務所にお問い合わせください。

## 2.財政投融资

事業者が、排出基準に適合しない自動車を、排出基準適合車へ一定の条件のもとで買い換える場合等について、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫からの低利融資を受けることができます。

金融機関	対象者	内 容
日本政策投資銀行  連絡先: 環境エネルギー部 03-3244-1620 全国各支店	株式会社、組合、財団法人など 組織形態のもの	①排出基準適合車の取得 自動車NOx・PM法対策地域内：政策金利Ⅲ 自動車NOx・PM法対策地域外：政策金利Ⅰ
		②天然ガス、電気、ハイブリッド自動車（これらの自動車に必要な燃料供給設備を含む）及び低燃費かつ低排出ガス認定車の取得：政策金利Ⅰ
		③ディーゼル微粒子除去装置の装着：政策金利Ⅰ
		④低PM認定車の取得：政策金利Ⅰ（平成17年9月30日まで）
		⑤新長期規制適合車の取得：政策金利Ⅰ（平成17年10月1日以降）
		・融資比率40%
中小企業金融公庫  連絡先: 東京相談センター 03-3270-1260 名古屋相談センター 052-551-5188 大阪相談センター 06-6345-3577 福岡相談センター 092-781-2396 全国各支店	中小企業金融公庫法第2条に定める中小企業者	①排出基準適合車の取得 ・自動車NOx・PM法対策地域内：4億円を限度として特利③ ・自動車NOx・PM法対策地域外：4億円を限度として特利① ・担保特例制度を利用する場合には、平成18年3月31日までに貸付契約を行うものに限り、同制度に基づき加算する利率から0.4%（ただし、同制度に基づき加算する利率を上限とする。）を控除する。 ・直接貸付において担保不足の場合には、無担保保証等の信用保証協会の保証を弾力的に利用できる。
		②天然ガス、電気、ハイブリッド自動車の取得：4億円を限度として特利②
		③低PM認定車の取得：4億円を限度として特利②（平成17年9月30日まで）
		④新長期規制適合車の取得：4億円を限度として特利②（平成17年10月1日以降）
		・貸付限度額：7億2,000万円
		⑤新長期規制適合車の取得：4億円を限度として特利②（平成17年10月1日以降）
国民生活金融公庫  連絡先: 東京相談センター 03-3270-4649 名古屋相談センター 052-211-4649 大阪相談センター 06-6536-4649 全国各支店	中小企業基本法第2条1項に定める中小企業者	①排出基準適合車の取得 自動車NOx・PM法対策地域内：特利C 自動車NOx・PM法対策地域外：特利A 信用保証協会の保証が利用可能（別途、信用保証協会の審査あり）
		②天然ガス、電気、ハイブリッド自動車の取得：特利B
		③低PM認定車の取得：特利B（平成17年9月30日まで）
		④新長期規制適合車の取得：特利B（平成17年10月1日以降）
		・貸付限度額：7,200万円
		⑤新長期規制適合車の取得：特利B（平成17年10月1日以降）

### 3.補助金制度

事業名	対象者	内容	連絡先
低公害(代エネ・省エネ)車普及事業	地方自治体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>低公害車(電気、天然ガス、ハイブリッドの公営バス)導入:通常車両との差額の1/2</li> <li>燃料等供給施設の整備:設置費の1/2</li> </ul>	環境省環境管理局 自動車環境対策課 03-3581-3351
ディーゼル車排出ガス低減対策推進費補助	自動車NOx・PM法対策地域又は公害防止計画地域の地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用過程車へのDPF等の装着:装着費用の1/2</li> </ul>	
燃料電池自動車普及事業	地方自治体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料電池自動車の導入:リース費用の1/2</li> </ul>	
低公害車普及促進対策費補助	バス・トラック事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>低公害車(天然ガス、ハイブリッドのバス・トラック)の導入:通常車両との価格差の1/2</li> <li>新長期規制適合バス・トラックの導入:通常車両との価格差の1/3</li> <li>使用過程車のCNG車への改造:改造費用の1/3</li> </ul>	国土交通省自動車交通局  (バス車両) 企画室 03-5253-8563 (トラック車両) 貨物課 03-5253-8575
クリーンエネルギー自動車等導入促進事業	民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーンエネルギー自動車(電気、天然ガス、ハイブリッド自動車)の導入:通常車両との差額の1/2以内</li> <li>燃料等供給施設の設置                事業用:定額(天然ガススタンド9,000万円以内、電気スタンド350万円以内)                非事業用:設置費の1/2以内(主として路線バス及び塵芥車に供給する設備は設置費の2/3以内(ただし小型充填設備を除く))             </li> </ul>	電気自動車・ハイブリッド自動車・非事業用充電設備(財)日本自動車研究所 03-3503-3782  天然ガス自動車・非事業用天然ガス充填設備(社)日本ガス協会 03-3502-0554  事業用燃料等供給施設(エコ・ステーション)の導入(財)エコ・ステーション推進協会 03-3238-7101
地域新エネルギー導入促進事業	地方自治体等	地域新エネルギー導入促進計画に基づき実施される新エネルギー設備導入事業等(天然ガス自動車等の導入費の1/2以内又は通常車両価格との差額のいずれか低い方)	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) エネルギー対策推進部 044-520-5184
低公害車普及(助成)事業	公健法旧第一種地域等を含む地方公共団体及び地方公共団体を通じ民間事業者	低公害車の導入(購入又はリース)費用の一部(主として対象地域を走行する自動車)	(独)環境再生保全機構 予防事業部助成課 044-520-9572
最新規制適合車等代替促進(助成)事業	公健法旧第一種地域等を含む地方公共団体及び地方公共団体を通じ民間事業者	ディーゼルバス・トラック等の最新規制適合車への代替費用の一部(主として対象地域を走行する自動車)	

## 4. お問い合わせ先

### ○個々の自動車に対する車種規制や条例上の規制の適用に関する事及び買い換え等の対応方法に関する事

社団法人日本自動車工業会	03-5219-6655	<a href="http://www.jama.or.jp/index.html">http://www.jama.or.jp/index.html</a>
いすゞ自動車(株) お客様センター	0120-119-113	<a href="http://www.isuzu.co.jp/cv/index.html">http://www.isuzu.co.jp/cv/index.html</a>
スズキ(株) お客様相談室	0120-40-2253	<a href="http://www.suzuki.co.jp/inQ/index.html">http://www.suzuki.co.jp/inQ/index.html</a>
ダイハツ工業(株) お客様相談室	0070-800-874040	<a href="http://www.daihatsu.co.jp/faq/index.html">http://www.daihatsu.co.jp/faq/index.html</a>
トヨタ自動車(株) お客様相談センター	0800-700-7700	<a href="http://www.toyota.co.jp/faq/">http://www.toyota.co.jp/faq/</a>
日産自動車(株) お客様相談室	0120-315-232	<a href="http://www.nissan.co.jp/POSTOFFICE/ask.html">http://www.nissan.co.jp/POSTOFFICE/ask.html</a>
日産ディーゼル工業(株) お客様相談室	0120-67-2301	<a href="http://www.nissandiesel.co.jp/info.html">http://www.nissandiesel.co.jp/info.html</a>
日野自動車(株) お客様相談窓口	0120-106-558	<a href="http://www.hino.co.jp/j/town/kisei/index.html">http://www.hino.co.jp/j/town/kisei/index.html</a>
富士重工業(株) お客様センター	0120-052-215	<a href="http://pr.fhi.co.jp/faq/faq/inquire/index.asp">http://pr.fhi.co.jp/faq/faq/inquire/index.asp</a>
本田技研工業(株) お客様相談センター	0120-112010	<a href="http://www.honda.co.jp/guestion/">http://www.honda.co.jp/guestion/</a>
マツダ(株) コールセンター	0120-386-919	<a href="http://customer.mazda.co.jp/inquiry/inquiry.html">http://customer.mazda.co.jp/inquiry/inquiry.html</a>
三菱自動車工業(株) お客様相談センター	0120-324-860	<a href="http://www.mitsubishi-motors.co.jp/japan/contents/support.html">http://www.mitsubishi-motors.co.jp/japan/contents/support.html</a>
三菱ふそうトラック・バス(株) お客様相談センター	0120-324-230	<a href="http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/faq/index.html">http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/faq/index.html</a>

### ○個々の自動車への車種規制の適用に関する事

東京運輸支局(整備課)	03-3458-9236	習志野自動車検査登録事務所	047-462-6571
足立自動車検査登録事務所	03-3884-1513	袖ヶ浦自動車検査登録事務所	0438-63-5591
練馬自動車検査登録事務所	03-3931-1180	野田自動車検査登録事務所	047-121-0112
多摩自動車検査登録事務所	042-523-2456	愛知運輸支局(整備課)	052-351-5314
八王子自動車検査登録事務所	0426-91-6362	西三河自動車検査登録事務所	0565-52-2943
神奈川運輸支局(整備課)	045-939-6805	小牧自動車検査登録事務所	0568-73-4130
相模自動車検査登録事務所	046-285-4560	豊橋自動車検査登録事務所	0532-32-8821
川崎自動車検査登録事務所	044-287-7558	三重運輸支局(整備課)	059-234-8412
湘南自動車検査登録事務所	0463-54-8909	四日市自動車検査場分室	0593-64-7388
埼玉運輸支局(整備課)	048-624-1816	大阪運輸支局(整備課)	072-821-9176
熊谷自動車検査登録事務所	048-532-8122	なにわ自動車検査登録事務所	06-6612-7201
所沢自動車検査登録事務所	042-998-1603	和泉自動車検査登録事務所	0725-41-3930
春日部自動車検査登録事務所	048-763-5512	兵庫運輸支局(整備課)	078-453-1103
千葉運輸支局(整備課)	043-242-7339	姫路自動車検査登録事務所	0792-31-4801

### ○自動車NOx・PM法の制度に関する事

環境省環境管理局自動車環境対策課 03-3581-3351 (大代表)  
<http://www.env.go.jp/air/car/mado/index.html>

国土交通省自動車交通局技術安全全部環境課 03-5253-8111 (大代表)  
[http://www.mlit.go.jp/jidosha/environment\\_measure/environment\\_measure.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/environment_measure/environment_measure.html)

### ○自治体の条例に関する事

埼玉県環境部青空再生課	048-830-3063	神奈川県環境農政部大気水質課	045-210-4180
千葉県環境生活部大気保全課	043-223-3807	兵庫県健康生活部環境局大気課	078-362-9092
東京都環境局自動車公害対策部規制課	03-5388-3528		

平成17年9月  
環境省  
〒100-8975  
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2



この印刷物は環境保護のため、古紙配合率100%の再生紙を使用し、  
印刷インキに「大豆油インキ」を使い、「水なし印刷」にて印刷しております。

※本パンフレットについては、環境省ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。  
(アドレス:<http://www.env.go.jp/air/car/pamph/index.html>)